

秦野市教育大綱



秦野市

秦野市教育大綱

1 教育目標

- (1) 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- (2) 人や自然との共生・共存を大切にする人
- (3) 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- (4) 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- (5) 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

2 目指す教育の姿

- (1) 園小中一貫教育を通じた子どもの育成
- (2) 「知の循環型社会」の構築の推進

3 基本方針

- (1) 全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、持続可能な社会を創り出す力を育みます
- (2) 地域とともにある学校づくりを推進します
- (3) 子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します
- (4) 市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します
- (5) 地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます

4 対象とする期間

令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間

令和3年3月

秦野市長 高橋昌和

目 次

第1章 策定に当たって

- 1 趣旨 . . . 1
- 2 位置づけ . . . 1
- 3 対象とする期間 . . . 1

第2章 目指す教育の姿

- 1 園小中一貫教育を通じた子どもの育成 . . . 2
- 2 「知の循環型社会」の構築の推進 . . . 4

第3章 5つの方針

- 1 全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイル
により、持続可能な社会を創り出す力を育みます . . . 5
- 2 地域とともにある学校づくりを推進します . . . 5
- 3 子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を
支える教育環境を整備します . . . 5
- 4 市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり
学び続けることができる環境づくりを推進します . . . 6
- 5 地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます . . . 6

第1章 策定に当たって

1 趣 旨

平成26年度（2014年度）に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、福祉や地域振興などの一般行政との連携を深めるとともに、地域住民の意向をより一層反映するため、首長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが義務付けられました。

これを受けて、平成28年（2016年）2月に秦野市教育大綱を策定し、施策を推進してきましたが、その対象期間が満了となることから、総合教育会議での協議を経て、新たに秦野市教育大綱を策定いたしました。

2 位置づけ

秦野市教育大綱は、今後5年間の方向性を明確にするため、教育振興基本計画の「目指す教育の姿」及び「基本方針」と一致させるとともに、新総合計画との整合を図り、市と教育委員会が一体となって教育施策を推進することで、教育の安定性と継続性を担保し、教育目標の実現を目指します。

3 対象とする期間

令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、国、県及び社会情勢の動向など、教育環境の変化を的確に捉え、改善や見直しの必要が生じた際は、適宜見直しを行います。

第2章 目指す教育の姿

1 園小中一貫教育を通した子どもの育成

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育成することが求められています。また、平成29年の学習指導要領の改訂において、幼稚園教育要領等¹及び小学校学習指導要領では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」²を踏まえ、幼児期の学びを児童期の学びにつなぐ幼小連携の重要性が示されました。

本市では、平成23年度から全市的な取組として幼小中一貫教育を推進し、中学校区ごとに「めざす子ども像」を共有しながら、地域の特色を生かした育ちと学びの連続性のある教育活動を行ってきましたが、その取組の多くは、公立幼稚園・認定こども園と公立小学校・中学校の子ども同士の交流やそれぞれの教員による合同研修会など、公立間での取組となっています。

しかし、女性の就業率の上昇や保護者ニーズの変化により、私立幼稚園・保育所・認定こども園等に就園する園児が増加していることから、秦野市全体で子どもの成長を支えることができるよう、これまでの幼小中一貫教育の取組を、公私や園種の枠を超えた園小中一貫教育としての新たな展開を図り、地域とともに培ってきたこれまでの取組を土台に、地域や保護者と連携・協働して未来を担う子どもの「生きる力」を育んでいきます。

なお、園小中一貫教育を通した子どもの育成の推進に当たっては、幼小中一貫教育の研究実践により確認されたメリットを最大限に生かせるよう、引き続き「育ちの連続性」、「学びの連続性」、「環境構成の連続性」の3つの視点をもとに取組を推進していきます。

¹ 幼稚園教育要領等・・・幼児教育・保育施設における3つの基準書の「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を指す。この3つの基準書は平成29年3月31日に同時改訂され、平成30年4月1日より同時施行された。改訂に当たっては、就学前児童を取り巻く教育と保育の整合を図り、「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を統一した内容が組み込まれている。

² 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」・・・幼稚園教育要領等において重要なポイントとして位置付けられた方向性。「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然とのかかわり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目で整理されている。

【園小中一貫教育の3つの視点】

1 育ちの連続性 →→→ 子ども一人ひとりの特性や成長の姿を幼児から児童、また生徒へと連続的に捉えることにより、一貫した教育支援を行う。

2 学びの連続性 →→→ 教育内容の系統性を重視し、連続した学習活動を保証することにより、学力の定着及び向上を図る。

3 環境構成の連続性 → 育ちや学びの一貫性の土台として、それぞれの校種で行われている「学習環境」「指導形態」「指導方法」についての相互理解を図り、有効に活用することで滑らかな接続を図る。

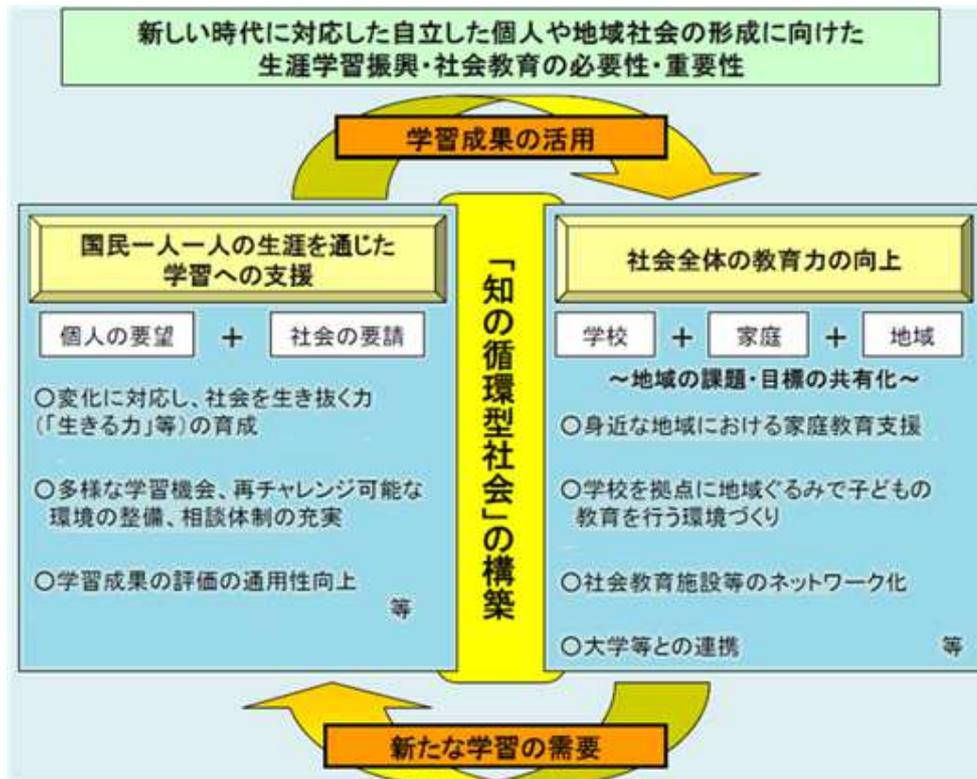
【園小中一貫教育のメリット】

- 教育内容の系統性を重視し、連続性のある学習活動が学力の向上に有効であること
- 一人ひとりの幼児・児童・生徒の特性や成長の姿を園校を通して見つめることにより、個々に応じた指導を連続的に行うことができること
- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」といった今日的な課題解決につながるものであること
- 地域や異年齢との交流による里地里山を活用した体験活動を通して「感謝」「思いやり」「気遣い」等、道徳教育で大切にしたい価値について実感的な学びにつながること

2 「知の循環型社会」の構築の推進

中央教育審議会の答申（平成30年12月21日「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策」）において、地域における社会教育は、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を担うものとされており、学びやその成果活用を通じた他者とのつながりの実感や積極的な地域活動への参画を経て、さらなる学びを求める「学びと活動の循環」につなげていくことが重要とされています。

本市では、一人ひとりの生涯を通じた学習を支援し、その成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことによって新たな学習需要が生まれ、社会全体の活力を持続させる「知の循環型社会」の構築を推進してきました。今後、人生100年時代、超スマート社会といった新たな時代が到来する中、SDGsの理念も踏まえ、誰一人として取り残さない社会づくりを目指し、引き続き、「学びと活動の循環」につながる取組を推し進め、「知の循環型社会」の充実を目指します。



出典：「新しい時代を切り開く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中央教育審議会平成20年2月答申）

第3章 5つの方針

《基本方針1》

全ての子どもたちの可能性を引き出す新たな学びのスタイルにより、
持続可能な社会を創り出す力を育みます

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、新学習指導要領が示す新たな学びのスタイルを構築し、また、育ちと学びの連続性を意識した園小中一貫教育の取組を推進することにより、教育水準の改善・向上を図るとともに、子どもたちの「生きる力」を育みます。

《基本方針2》

地域とともにある学校づくりを推進します

子どもたちの健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体で取り組むことが不可欠です。

家庭や地域と一体となった学校づくりを実現するため、学校運営協議会などの制度を有効に活用するとともに、地域資源を生かした教育活動を更に充実することで、地域全体で共に学びあい、育ちあう活力あるコミュニティの構築を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

《基本方針3》

子どもたちが安心して学ぶことができる学習環境と質の高い教育を支える教育環境を整備します

子どもたちが快適で安全・安心に学校生活を送れるよう、学校施設及び設備の計画的な改修等を進めるとともに、国のGIGAスクール構想に基づく学校のICT化や小・中学校の施設一体化など、教育を取り巻く社会情勢等の変化を見据えた教育環境の整備に取り組みます。

また、学校における働き方改革に向けた環境整備と意識改革に取り組み、教職員の児童生徒と向き合う時間の確保とスキルアップ、学校の組織力・マネジメント力の強化を図ります。

《基本方針4》

市民の誰もが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたり学び続けることができる環境づくりを推進します

人生100年時代、超スマート社会といった新たな時代を迎える現代において、年齢や性別、環境によらず、誰もが生きがいを持ち、学び続けることができる機会を提供することが求められています。

公民館や図書館等の社会教育施設を拠点として、市民の生涯にわたる学びを支援し、その成果を個人の生活や地域で生かせる環境づくりを推進するとともに、快適な学習環境を提供するため、社会教育施設の計画的な改修等を図ります。

《基本方針5》

地域の歴史資源の保存・活用を通じ後世への継承に努めます

文化遺産を後世に引き継ぎ、本市の魅力を発信していくため、地域の歴史資源の収集・調査に努めるとともに、地域に所在する文化財の計画的な管理と活用を図ります。また、市民の歴史文化に対する理解を深めるため、総合的な歴史博物館としてリニューアルオープンした「はだの歴史博物館」を拠点に、これまで以上に幅広い事業を展開し、市民一人ひとりの郷土に親しむ心を育みます。

秦野市教育大綱

令和3年（2021年）3月発行

編集発行 秦野市教育部教育総務課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111（代表）

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp/>